

「本来的な信託」と受益権の譲渡

明治学院大学 岸本雄次郎

1. 「信託の目的」と「受益権の譲渡」（2条1項・163条2号）

【「2条1項かっこ書き」に関する立法担当官の解説】

（2条1項で）「専らその者の利益を図る目的を除く」こととしているのは、受託者となる者が永続的に（すなわち、第163条第2号の規定する1年間という制限を越えて）その者のみの利益を図ることを目的として財産の管理処分等を行うことは、受託者が他人（すなわち受益者）のために信託財産の管理処分等を行うという信託の本質に反し、信託として構成することはできないと考えられる。

☆ この解説に関しては、

「当初から、1年の制限を越えて受託者が単独受益者である状態を継続することが予定されている場合には、163条2号により（1年の期間が経過したときに「終了」するのでなく）当初から無効であるという説明」と理解されている。

- 「受託者が当初単独受益者を兼ねる場合、受益権の譲渡禁止特約が付されていれば原則として無効。
- つまり、譲渡禁止特約が付されていないならば有効と考えられる。
⇒ これは成立・存続要件なのか。受益者の権利なのか義務なのか。

☆ 以下のケースは有効に成立することとなりそうである。

- 受託者兼当初単独受益者が自然人の場合、受益権につき譲渡禁止特約が付されていても、相続されることになっている場合
- 受益権の譲渡禁止特約が付されていても、信託期間が1年未満の場合
⇒ 「専ら」に違背しないのか。

☆ 「受益権の譲渡の制限」と「信託の目的」

- 2条1項＝「一定の目的」から「専ら～図る目的」を除く
∴ 「信託の目的」から「（受託者が単独受益者を兼ねる状況において）受益権の譲渡を制限する目的」を除く
⇒ 両者は厳然と区別されている（103条1項および2項）。

2. 有償で受益者として指定すること（11条7項）

☆ 代金の受取人と反対給付

- 有償にて受益者として指定してもらった者は、誰に「代金」を給付するのか。
- その反対給付たる財産権として誰から何を受けるのか。
 - ⇒ 代金は委託者に給付されるものと考えられるが、委託者の反対給付は何か。
- 委託者指図型投資信託をイメージしているのかもしれない（投資家保護）。
 - ⇒ 11条は「詐害信託の取消等」の規定であり、投資家保護規定とは馴染まないのではないか
 - ⇒ 投信法という特別法上のスキームと一般信託法

☆ 「受託者と当初単独受益者の兼任（譲渡予定）」と「有償での指定」

- 「有償での指定」が理論上あり得るとするならば、当初単独受益者として受託者を指名し、1年以内に譲渡せしめる制度は不要なのではないか。

3. 「何人の名義」の意味（8条）

- 文意＝「受益者として受益権を有する場合を除いて、何人の名義をもってするかを問わず、受益権を有することができない」
 - ⇒ 傀儡利用を封ずるためか。
 - ⇒ 傀儡利用の限定は受託者だけに限定する必要はない。
- 受託者が傀儡を利用して1年超にわたり受益権の全部を享受すること（実質的に単独受益者であり続けること）を封ずるためか。
 - ⇒ 「受益者として受益権を有する場合を除いて、何人の名義をもってするかを問わず、受益権を有することができない」の規定振りから、「1年間という制限を越えて」が含まれていると解することは困難。

4. 結語

受託者と当初単独受益者の兼任（1年以内）は、（証券化や自己信託を用いた事業部門の売却等）資金調達のための制度であろう。商事信託特有のニーズは、特別法で対応すべきではないか。